

秋田市津波避難計画

平成31年3月

秋 田 市

目次

第1章 総則	1
1. 目的	1
2. 県・市・住民の役割	1
3. 計画の適用範囲	2
4. 対象とする津波	2
5. 計画の修正	2
6. 用語の意味	3
第2章 津波避難計画	5
1. 津波浸水想定区域	5
2. 避難対象地域	12
3. 避難困難地域	14
4. 津波避難場所・津波避難ビルの指定	17
5. 避難路・避難経路の設定	17
6. 避難の方法	17
第3章 初動体制	19
1. 防災体制	19
2. 職員の連絡・参集体制	22
3. 避難誘導等に従事する者の安全性の確保	23
第4章 避難指示等の発令	25
1. 津波警報等の情報収集・伝達	25
2. 避難指示（緊急）の発令基準	26
3. 避難指示（緊急）の情報伝達	26
第5章 平常時の津波防災教育・啓発	31
1. 津波防災の教育	31
2. 市民に対する津波防災意識の啓発	31
第6章 津波避難訓練の実施	33
1. 津波避難訓練	33
2. 地域の津波避難訓練	33
第7章 港湾等の避難対策	34
1. 港湾管理者の避難対策	34
2. 事業者等の避難対策	34
第8章 避難行動要支援者等の避難対策	35
1. 避難行動要支援者の避難対策	35
2. 観光客、海水浴客、釣り人等の避難対策	35

《巻末資料》

1. 津波避難場所一覧
2. 津波避難ビル一覧
3. 避難対象地域内の要配慮者利用施設一覧
4. 津波警報サイレン設置場所
5. 津波に関する基礎知識
6. 避難計画地図

第1章 総則

1. 目的

秋田市津波避難計画（以下「本計画」という。）は、秋田市地域防災計画に基づき、津波避難にかかる対策について定めるものである。

最大クラスの津波が発生した場合でも円滑な避難が行えるよう、津波からの避難方法や避難情報の伝達方法、平時からの津波防災への取り組み等について定め、適切に実施することにより、津波から住民等の生命、身体の安全を確保することを目的とする。

なお、本計画は、津波避難において基礎となるデータを客観的に示しているものであり、今後、浸水が想定される地域ごとに、住民と協働でその特性に応じた対策の検討が必要となる。

2. 県・市・住民の役割

津波避難計画の策定および避難訓練を実施するにあたり、県・市、住民が果たすべき役割は、概ね次のとおりとする。

(1) 県

- ① 市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針の策定
- ② 市町村における津波避難計画および避難訓練の実施への支援
- ③ 津波浸水想定（区域・水深等）の設定および公表

(2) 市

- ① 市全体の津波避難計画の策定および避難訓練の実施
（避難対象地域、津波避難場所・津波避難ビル、避難路等の整理・検討）
- ② 住民参画による地域ごとの津波避難計画策定の支援
- ③ 津波ハザードマップの作成・周知

(3) 住民

- ① 地域ごとの津波避難計画の策定
- ② 避難訓練の実施又は参加（避難目標地点、避難経路等の設定・確認）

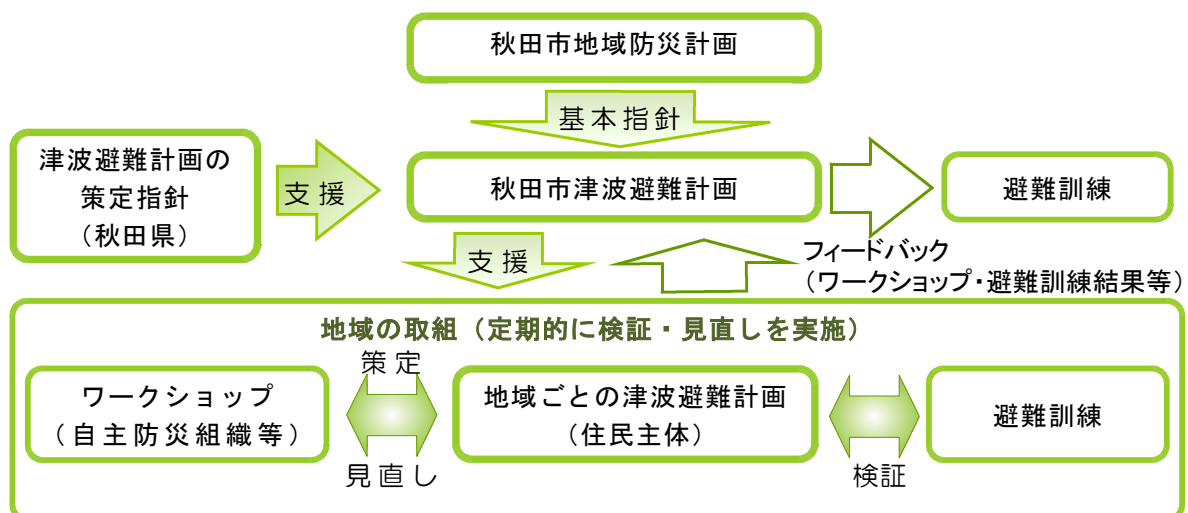


図 津波避難計画策定の推進スキーム図

3. 計画の適用範囲

本計画は、秋田市地域防災計画に基づく計画として、地震発生・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間～十数時間の間、住民等の生命、身体の安全確保対策に焦点を絞り、津波に関する緊急避難対策のみを適用範囲とする。避難後の応急・復旧対策等については、地域防災計画等の定めによるものとする。

4. 対象とする津波

平成28年の秋田県津波浸水想定調査では、「秋田県地震被害想定調査」（平成25年8月）による県独自の津波断層モデルと、国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（平成26年9月）が公表した津波断層モデルから、秋田県沿岸において最大の津波高となるよう断層モデル・ケースを選定して計算を行った。これら各ケースの計算結果を重ね合わせ、最大となる浸水の区域（浸水域）、最大となる水深（浸水深）を抽出し、「津波浸水想定」を作成した。

「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものである。

最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、前述した国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した4断層に、最新の調査では見つからなかったものの「想定外を作らない」という考え方に基づいた秋田県独自断層（海域A・B・C連動）を加え設定したもので、これよりも大きな津波が発生する可能性がないわけではないが、本計画で対象とする津波はこの、海域A・B・C連動（以下、「ABC連動」という）による津波とする。

5. 計画の修正

本計画は、必要があると認められるときはこれを修正する。

6. 用語の意味

本計画において、使用する用語の意味は、次のとおりとする。

用語	用語の意味等
(1)津波浸水想定区域	最大クラス等の津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域および水深により設定された浸水の区域をいう。
(2)避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定する。
(3)避難困難地域	津波到達予想時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
(4)避難路	避難目標地点まで、最も短時間でかつ安全に到達できる主要道路をいう。
(5)避難経路	避難する場合の経路で、町内会、自主防災組織、住民等が設定する。
(6)避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所や避難対象地域内にあるが浸水しない階のある津波避難ビルをいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。
(7)津波避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。
(8)津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。
(9)津波ハザードマップ	津波浸水想定区域を地図に示し、必要に応じて緊急避難場所等の付加的な防災関連情報を加えたものをいう。
(10)避難行動要支援者	災害時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが難しく、迅速に避難をするために特に支援を要するものをいう。

また、津波浸水想定で使用する用語の意味は次のとおりである。

用語	用語の意味等
① 浸水域	海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
② 浸水深	陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
③ 代表地点	各市町村の代表地区の海岸線から30m程度沖合に設定した地点
④ 最大津波高	代表地点における最大の津波水位（標高 ^{※1} で表示） ※気象庁が発表する津波の高さは、平常潮位（津波が無かった場合の同じ時間の潮位）からの海面の高さで、最大津波高とは基準が異なる。
⑤ 最大波到達時間	代表地点において最大津波高が生じるまでの時間
⑥ 影響開始時間	代表地点において地震直後の海面から±20cmの変動が生じるまでの時間
⑦ 到達予想時間	各地点において+20cmの変動が生じる時間

※1 標高は東京湾平均海面からの高さ（単位:T.P.m）として表示

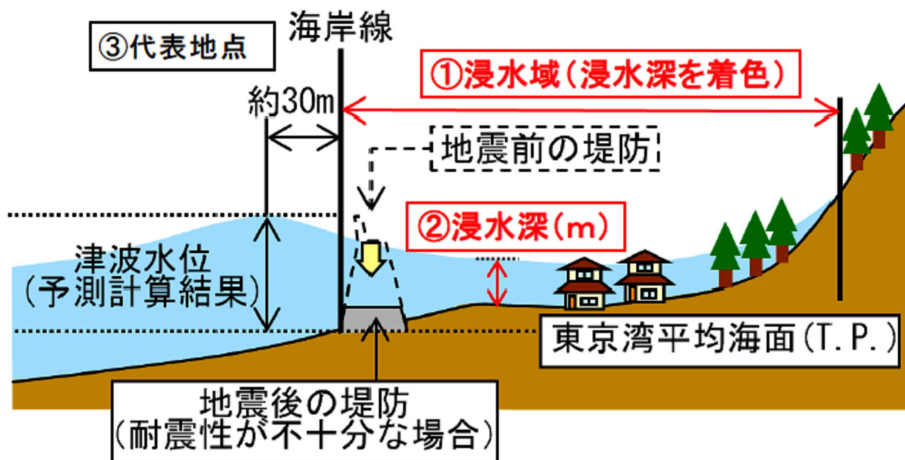


図 各種高さの模式図（津波浸水想定について(解説)（秋田県，平成28年）を編集）

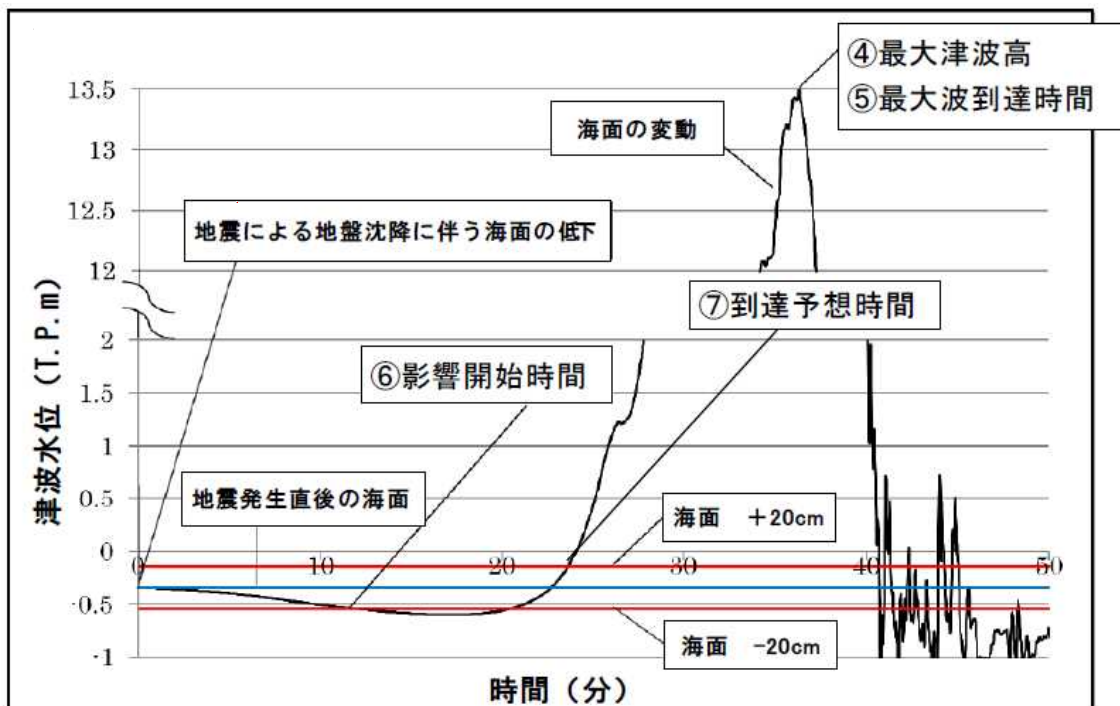


図 影響開始時間および最大波到達時間の模式図
（津波浸水想定について(解説)（秋田県，平成28年）に一部加筆）

第2章 津波避難計画

1. 津波浸水想定区域

本計画の「津波浸水想定区域」は、市域に最も大きな影響を与えることが予想される、「ABC連動」による津波の浸水想定区域とする。連動地震の発生確率は限りなくゼロに近いものの、東日本大震災が連動地震であったことを踏まえ、理論上考え得る最大クラスの地震として設定した。

表 秋田県地震被害想定調査海域想定地震一覧（秋田県地震被害想定調査報告書を編集）

区分	規模	関連震源	地震発生確率		
			30年以内	50年以内	
単独地震	海域A	M7.9	日本海中部地震（M7.7）を参考	ほぼ0%	ほぼ0%
	海域B	M7.9	佐渡島北方沖の地震（空白域）	3～6%	5～10%
			秋田県沖の地震（空白域）	3%程度以下	5%程度以下
	海域C	M7.5	山形県沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%
			新潟県北部沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%
連動地震	海域A+B	M8.5	東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、秋田県が独自に設定した連動地震のモデル。		
	海域B+C	M8.3			
	海域A+B+C	M8.7			

M：マグニチュード

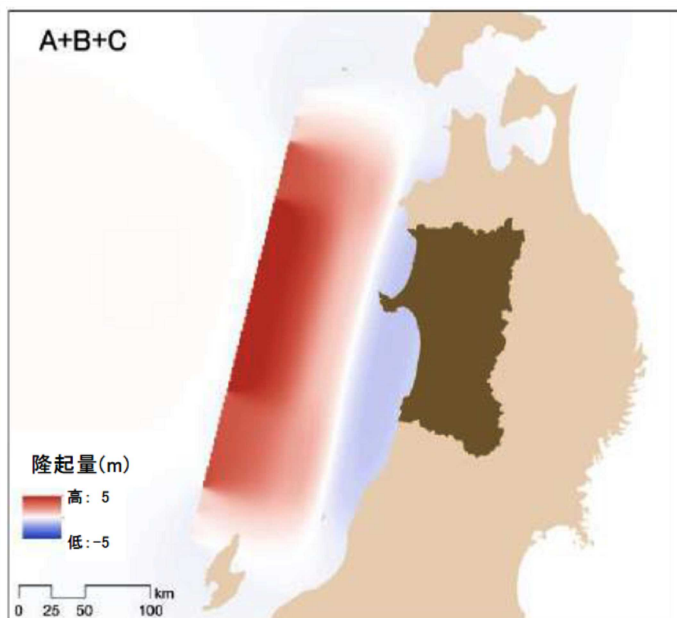


図 地殻変動量分布（ABC連動）
津波浸水想定について(解説)
(秋田県，平成28年に一部加筆)

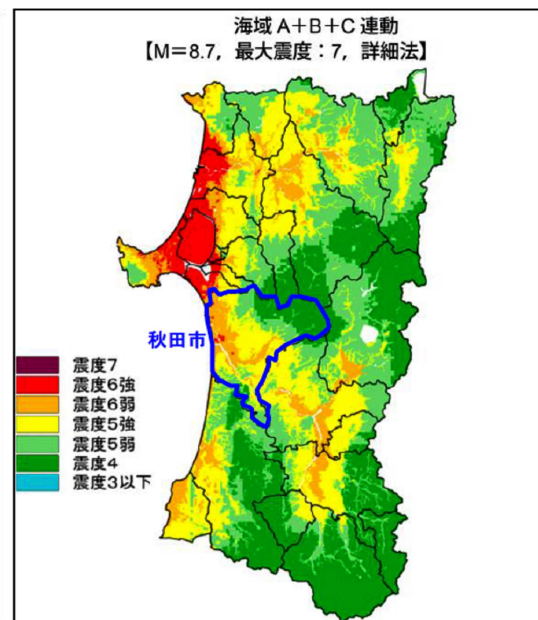


図 震度分布図（ABC連動）
地震被害想定調査（秋田県，平成25年）

(1) 津波浸水想定区域図

県の津波浸水想定は、最悪のケースを想定して実施している。主な計算条件は次の通りである。また、A B C連動による津波浸水想定区域図および到達予想時間を8ページ以降に掲載した。

① 潮位について

海 域：朔望平均満潮位^{※1}

河川内：平水流量^{※2}または、沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位

※1 各月の朔(新月)または望(満月)の日の前2日、後4日以内に観測された最高満潮位の年平均値をもとに、期間中の総和を個数で除した値のこと。

※2 河川の流量のうち、1年を通じて185日はこれを下らない流量(185日間は、平水流量以上流れている)

② 各種構造物の取扱いについて

地震や津波による各種施設の被災を考慮し、各種構造物については、津波が越流し始めた時点で「破壊する」ものとし、破壊後の形状は「無し」とした。

(2) 到達予想時間等

県が定めた市の代表地点^{※1}で予想される津波水位時系列およびその他の地点での到達予想時間は、次の通りである。

市の代表地点：新屋町



表 代表地点での津波の状況

最大津波高 (T. P. m)	最大波 到達時間	影響開始 時間	到達予想 時間
13.5	36分	11分	23分

※1 各市町村の代表地区の海岸線から30m程度沖合に設定した地点 (秋田県地震被害想定調査(平成25年))

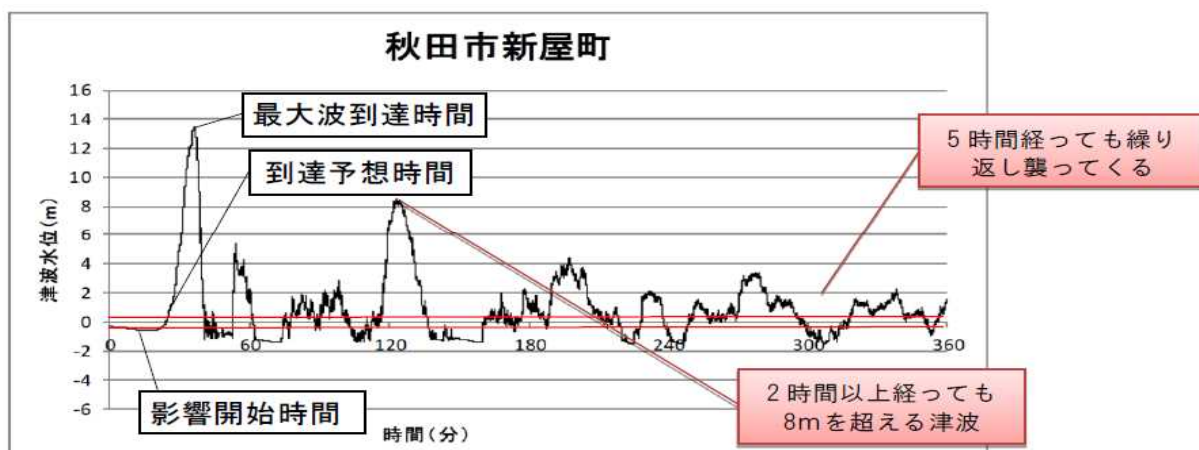


図 代表地点での津波水位時系列

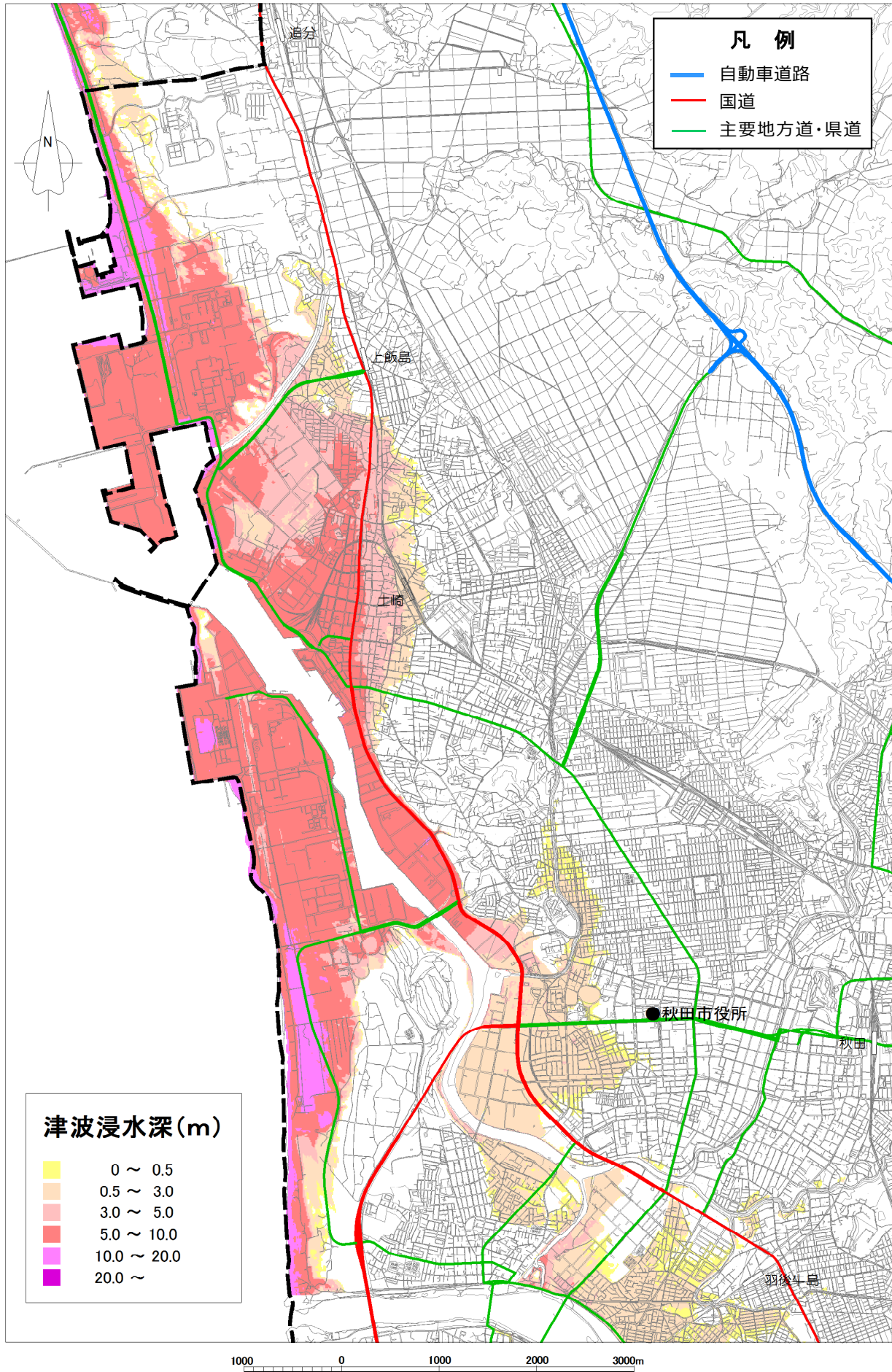
上図が示すように、地震発生から2時間(120分)以上経っても、8mを超える津波が予想され、5時間を経過しても水位は安定せず、津波が繰り返し襲ってくる様子がわかる。

その他の地点での到達予想時間は、次の通りである。

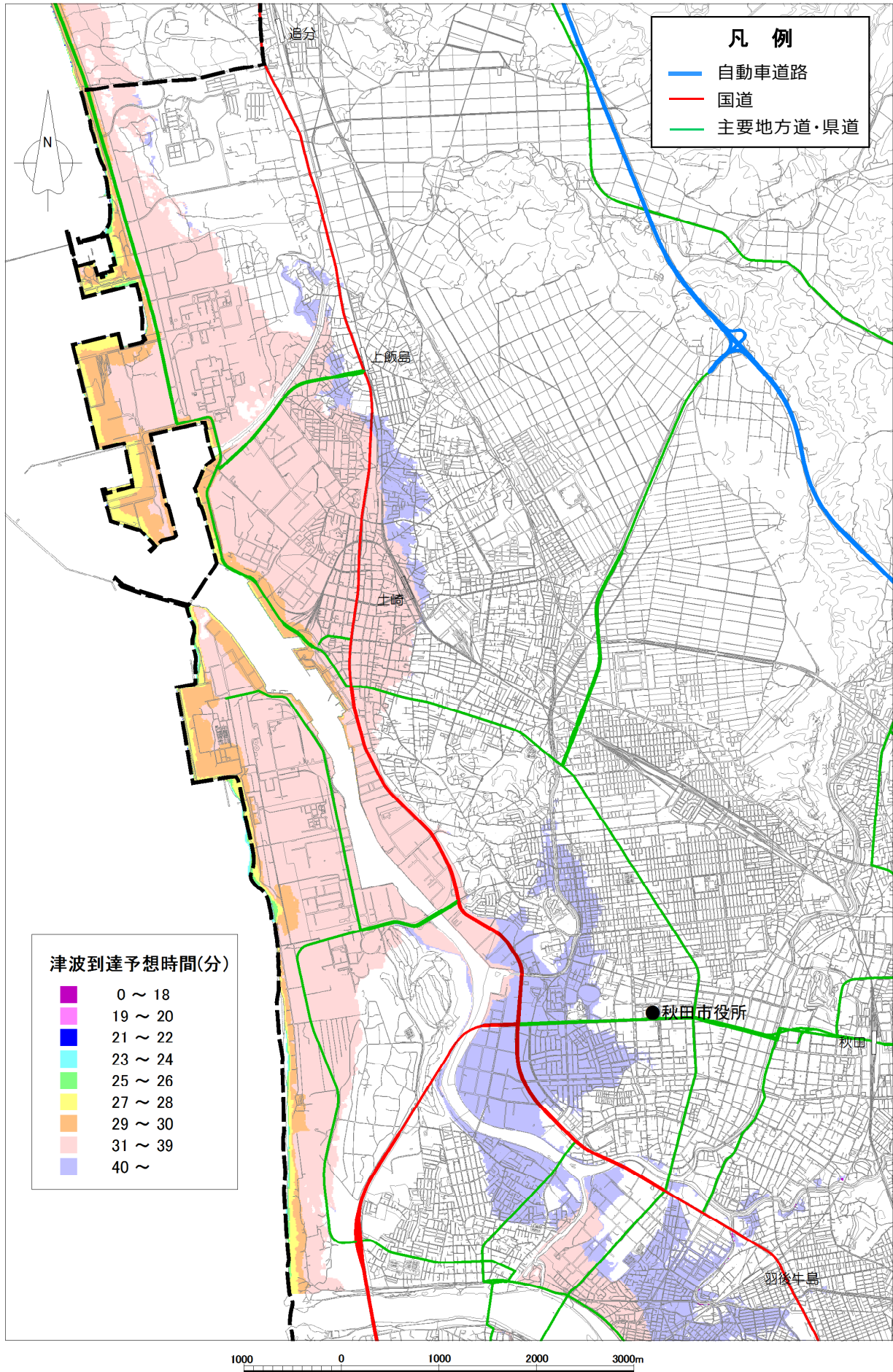
表 市内各地における津波到達予想時間（秋田市津波ハザードマップより）

地点名	到達予想時間	地点名	到達予想時間
秋田マリーナ	27分	道の駅あきた港	27分
雄物川河口右岸	23分	雄物川河口左岸	23分
桂浜海水浴場	23分	下浜海水浴場	22分

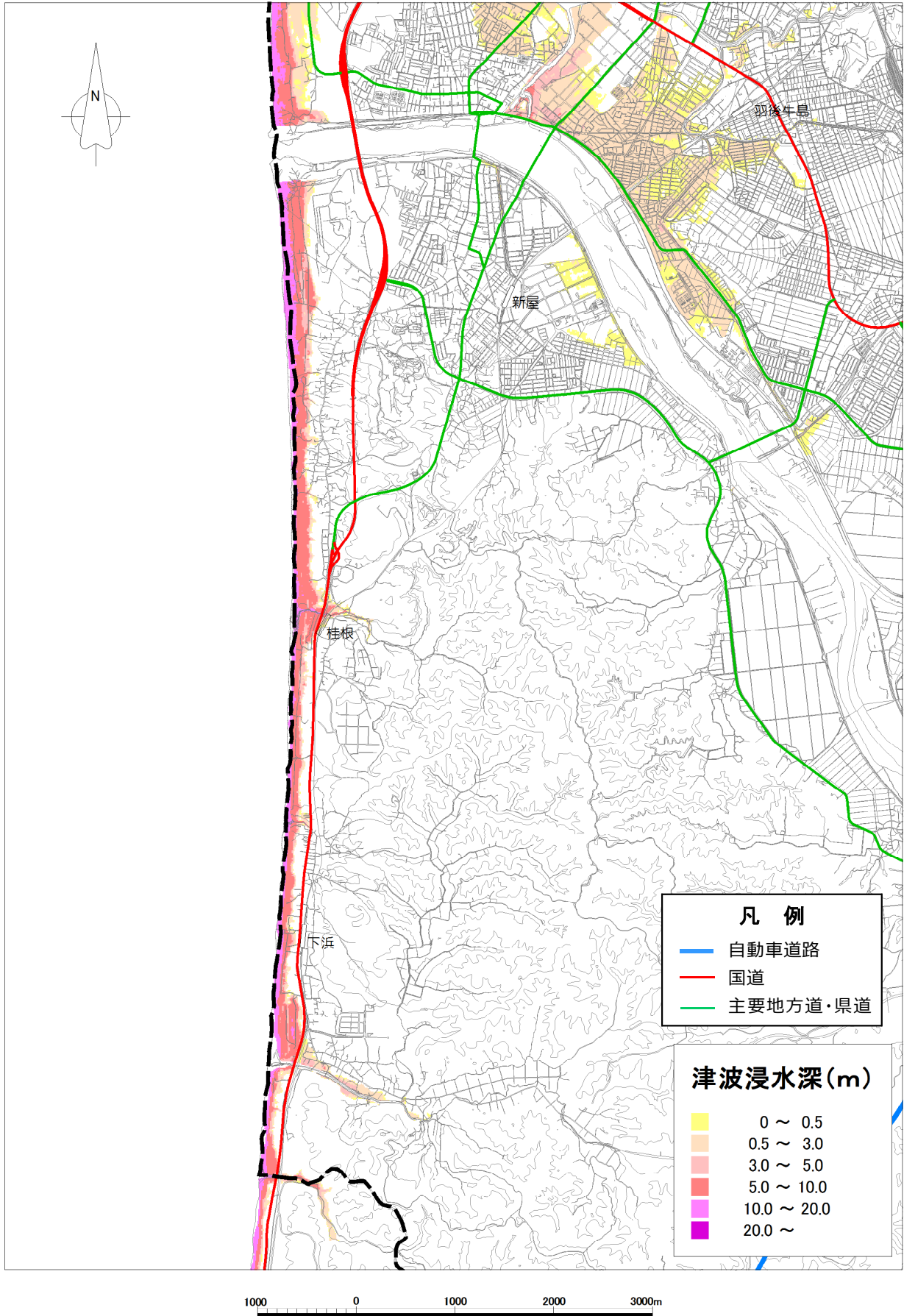
■ABC連動による津波浸水想定区域図 北部



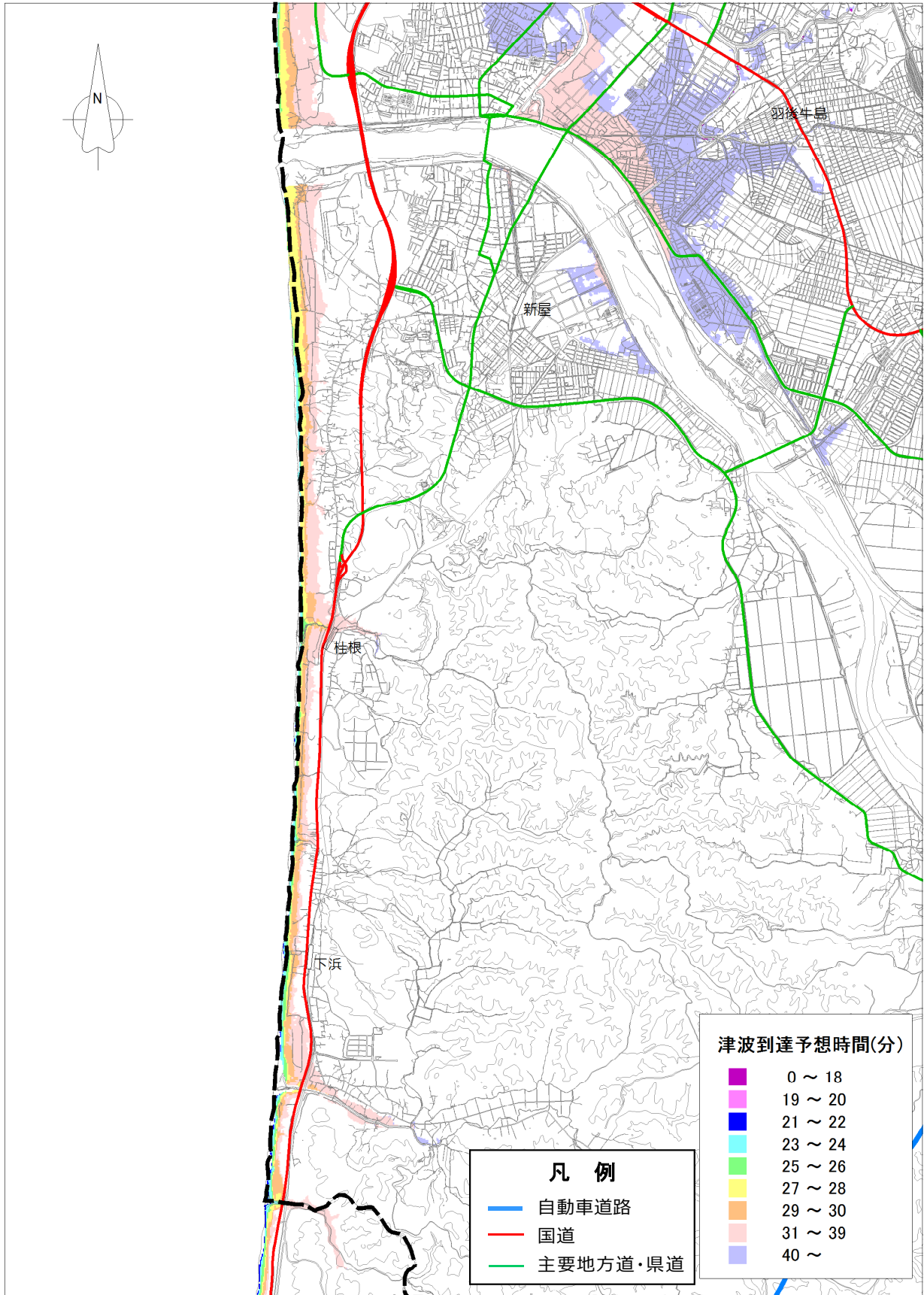
■ABC連動による到達予想時間 北部



■ABC連動による津波浸水想定区域図 南部



■ABC連動による到達予想時間 南部



1000 0 1000 2000 3000m

2. 避難対象地域

本計画では、秋田県津波浸水想定（平成28年3月）における津波浸水想定区域に基づき、避難対象地域を指定した。

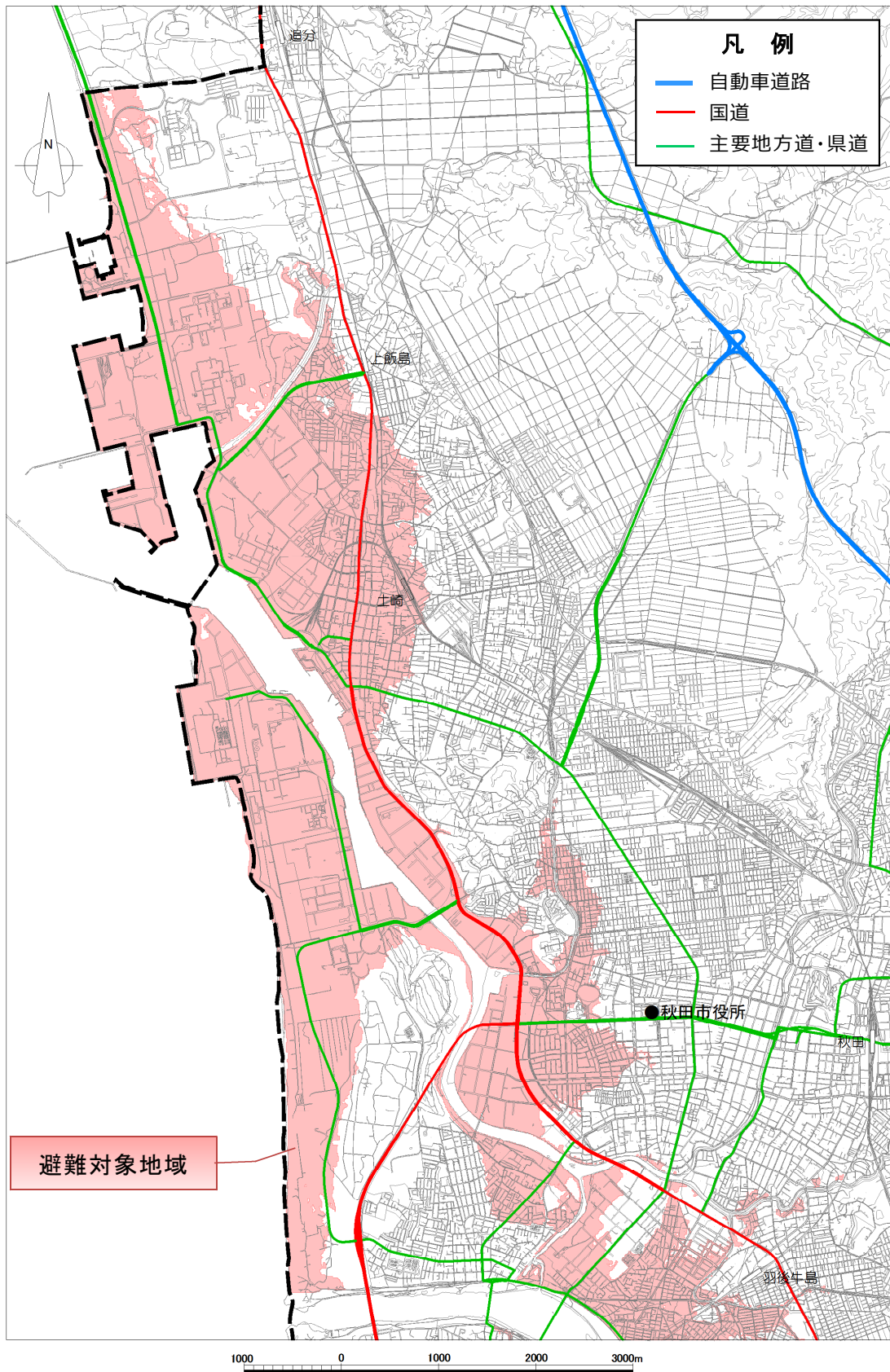


図 避難対象地域(北部)

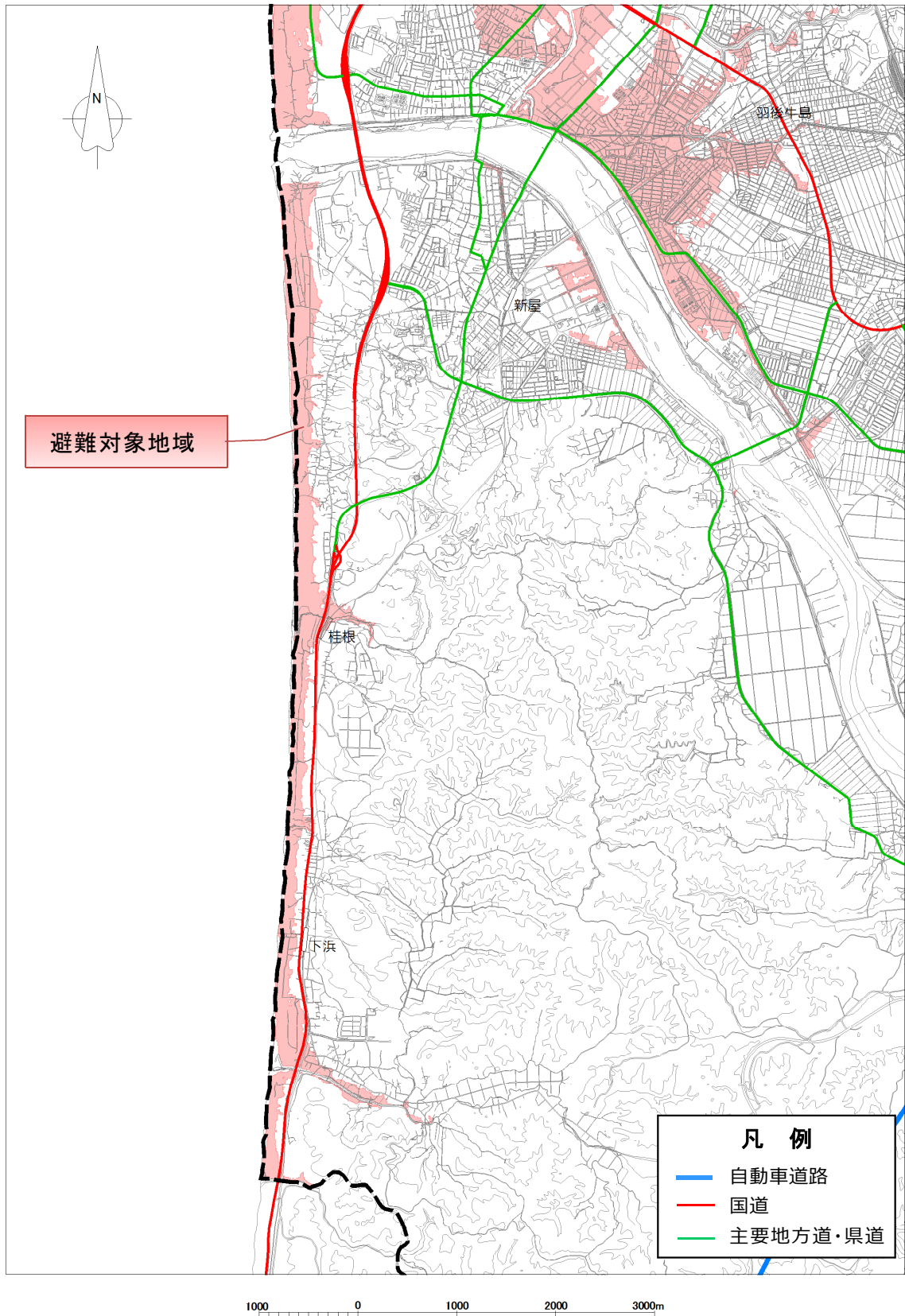


図 避難対象地域(南部)

3. 避難困難地域

(1) 津波到着予想時間の設定

本計画における津波到着予想時間は、「秋田県津波浸水想定」における津波浸水シミュレーション結果（ABC連動）に基づき、市で最も早く到達する22分とする。

(2) 避難目標地点の設定

避難目標地点は、避難対象地域（浸水が予想される地域）の外側の道路（交点）や市が指定した津波における津波避難場所および津波避難ビルに設定した。

(3) 避難可能距離（範囲）の設定

避難開始から津波到達予想時間までの間に、避難目標地点まで到着可能な避難可能距離（範囲）を設定した。

設定にあたっての計算条件は、次のとおりである。

なお、平常時から津波対策を心がけることにより、避難開始時間が短縮されることから、より安全な場所への避難が可能となることを啓発していく。

避難可能距離 = 歩行速度 × 避難可能時間（津波到達予想時間 - 避難開始時間）

○歩行速度：健常者は1.0m/秒、避難行動要支援者は0.5m/秒とした^{※1}

○避難開始時間：夜間等の悪条件下を前提に10分とした

○津波到達予想時間：22分（秋田県によるシミュレーション結果）

避難可能距離（健常者） = 1.0（m/秒） × 12分（22分 - 10分） = 720m

避難可能距離（避難行動要支援者） = 0.5（m/秒） × 12分（22分 - 10分） = 360m

※1 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成25年3月総務省消防庁）に基づく

(4) 避難困難地域の抽出

避難困難地域は、避難対象地域から避難可能範囲を除いた区域である。

同地域の避難対策については、地域の実情に応じ、避難施設の整備・確保に努めるとともに、避難開始時間を可能な限り早めるなど、平常時から津波防災についての意識向上を図り、市と地域が協力して避難対策に取り組んでいく。

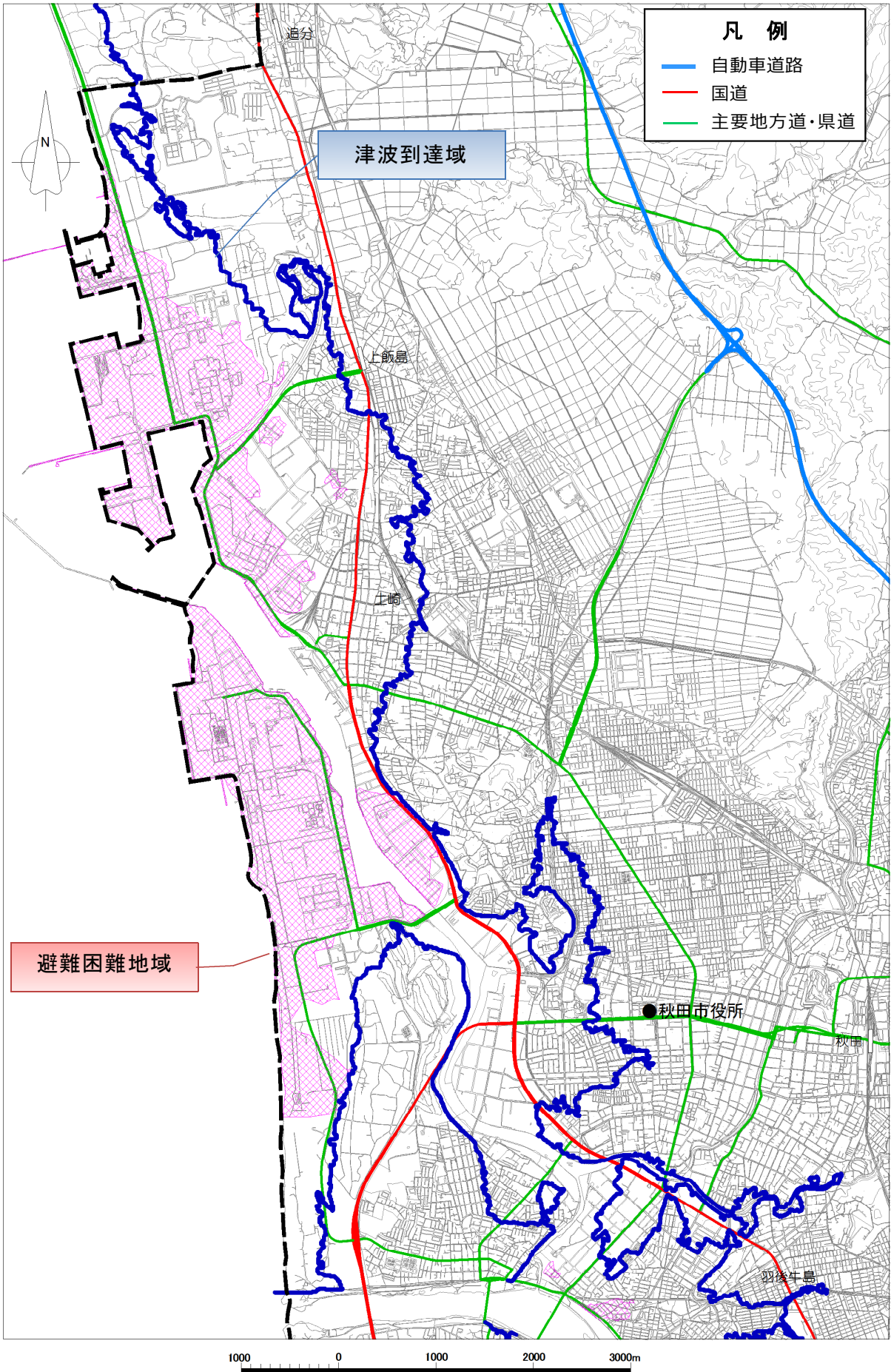


図 避難困難地域(北部)

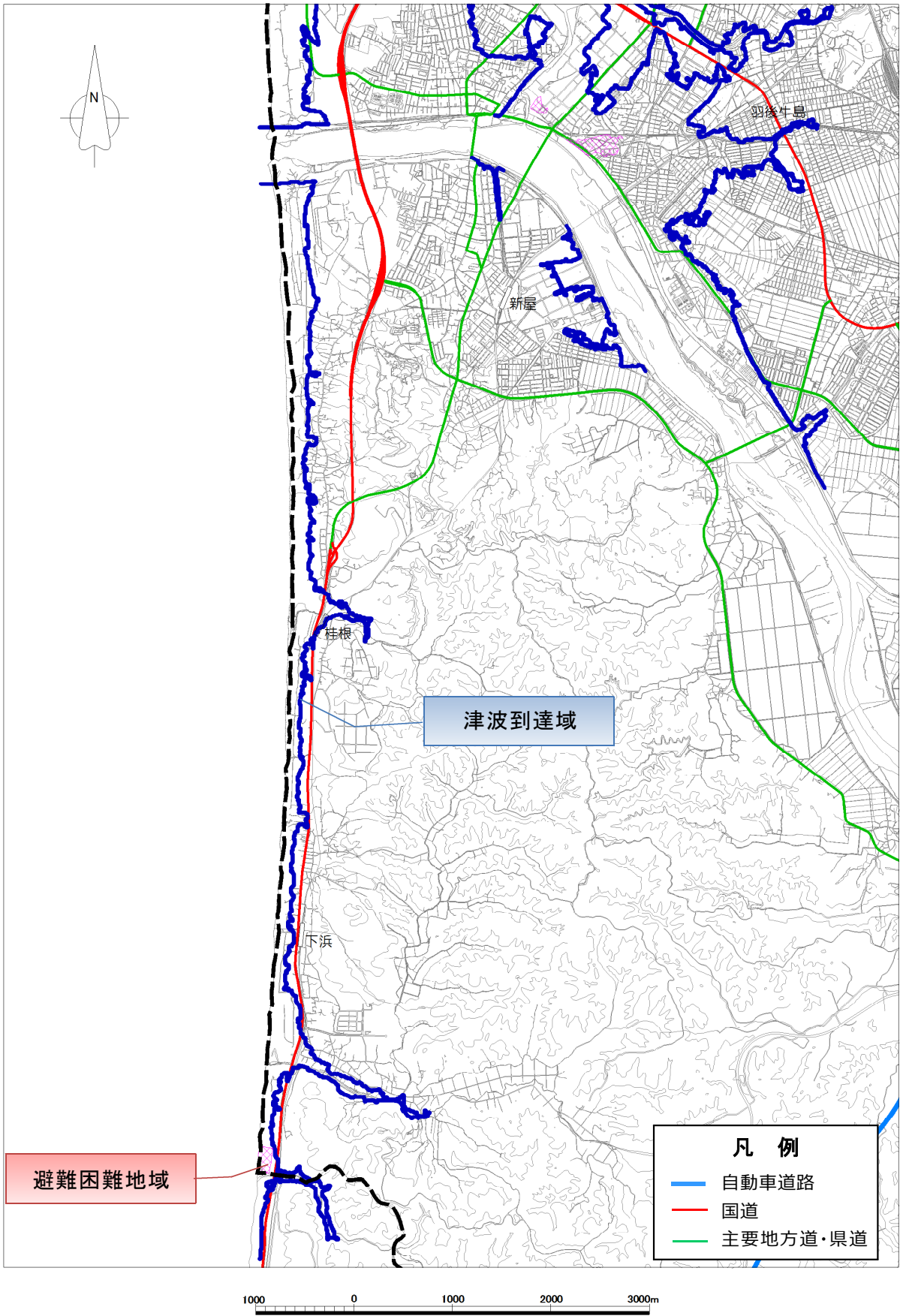


図 避難困難地域(南部)

4. 津波避難場所・津波避難ビルの指定

津波から避難するための安全性や機能性が確保されている場所を津波避難場所および津波避難ビルとして指定する。

津波避難場所等の一覧は、巻末資料に添付した。

なお、避難困難地域において、新規の指定や整備について検討していく。

5. 避難路・避難経路の設定

避難路・避難経路は、次の事項に留意しつつ、地域の実情に応じて町内会、自主防災組織、住民等が設定することとし、選定については、災害時に発生する様々な危険要因を可能な限り除外し、避難者の安全が確保される道とする。

なお、必ずしも避難目標地点までの最短な道のりが“安全”な経路とは限らないため、最短経路を参考にしながら、安全な避難路・避難経路を検討することとする。

【住民等が避難経路を指定する際の留意点】

- 山・がけ崩れ、液状化の発生、建物の倒壊、転倒・落下物、ブロック塀の倒壊等による危険が少ないこと。
- 最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。
- 複数の迂回路が確保されていること。
- 海岸沿い、河川沿いの道路は原則として避難経路としない。
- 避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して津波避難ビルが設置されていることが望ましい。
- 階段、急な坂道等には手すりやスロープ等が設置されていることが望ましい。
- 大きく迂回を伴う場合は、階段やスロープ等の整備を検討すること。
- 蓄電池式非常灯など、停電時も機能する夜間照明等の設置も検討すること。

資料：秋田県津波避難計画策定指針（平成26年10月）に追記

6. 避難の方法

避難の際は、以下のような理由により、原則として徒歩によることとする。

【徒歩による避難とする理由】

- 地震による道路等の損傷や液状化、信号の滅灯、踏切の遮断機の停止、沿道の建物や電柱の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれがあること
- 渋滞や交通事故等による逃げ遅れの可能性があること
- 避難を支援するための自動車の通行の妨げとなるおそれがあること
- 自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがあること

資料：防災対策推進検討会議 資料3 津波避難対策検討ワーキンググループ（平成24年4月）等より

ただし、徒歩による避難が困難な地域や避難行動要支援者などに限定して、車両による避難の是非について検討する。

このような場合に備えて、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておく必要がある。

【自動車による避難の課題】

- 原則徒歩避難であることの徹底
- 自動車による避難を取る場合のルールの徹底
- 道路の安全性の向上
- 新規の道路建設や道路改良の際、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化

資料：防災対策推進検討会議 資料3 津波避難対策検討ワーキンググループ（平成24年4月）等より

第3章 初動体制

1. 防災体制

市の防災体制は、次のとおりである。

(1) 秋田市災害対策本部

名 称		秋田市災害対策本部	
設置権者	市 長		
配置基準	1 市域に震度5強以上の地震が発生したとき 2 気象庁が、秋田県に大津波警報（特別警報）を発表したとき 3 市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、拡大するおそれがある場合 4 災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合 5 特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 6 その他の状況により、市長が必要と認めた場合		
主要業務	1 災害情報の収集 2 災害予防・災害応急対策の実施方針の作成および実施 3 防災関係機関等との連絡調整		
構 成	本 部 長	市 長	
	副本部長	副市長（2名）	
	本 部 員	総務部長、危機管理監、企画財政部長、観光文化スポーツ部長、市民生活部長、福祉保健部長、保健所長、子ども未来部長、環境部長、産業振興部長、建設部長、都市整備部長、会計管理者、上下水道事業管理者、教育長、消防長（16名）	
	本部連絡員	総務課長、企画調整課長、観光振興課長、生活総務課長、福祉総務課長、保健総務課長、子ども総務課長、環境総務課長、産業企画課長、建設総務課長、都市総務課長、会計課長、上下水道局総務課長、教育委員会総務課長、消防本部総務課長（15名）	
	本 部 室	1 各部の部長が、あらかじめ指名した職員をもって構成する。 2 総務部長は、本部室の事務を掌理する。	
設置場所	災害対策本部室（本庁舎3F）		
廃 止	応急対策を終了し、さらに被害が拡大するおそれがないと認められるとき 災害対策本部会議を開催し、事後の体制を定め、災害対策本部を廃止する		
設置・廃止の周知	危機管理監は、本部を設置または廃止したときは、地域防災計画に基づき、周知および公表する。		
連動する職員配備の体制	第3配備	配備要員	全職員（全庁あげて）
		招集方法	1 あらゆる手段をもって自主登庁する。 2 その他の状況により配備が決定された場合は、所定の方法により職員を招集する。

(2) 秋田市災害警戒対策部

名 称		秋田市災害警戒対策部	
設置権者	危機管理監		
配置基準	1 市域に震度5弱の地震が発生したとき 2 気象庁が、秋田県に津波警報を発表したとき 3 相当規模の災害が発生し、または拡大するおそれがある場合 4 特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 5 その他の状況により、市長が必要と認めた場合		
主要業務	1 災害情報の収集等 2 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策 3 防災関係機関等との連絡調整 4 その他、市長からの特命事項		
構 成	部 長	危機管理監	
	副部長	総務部次長	
	部 員	総務課長、防災安全対策課長、企画調整課長、観光振興課長、生活総務課長、福祉総務課長、保健総務課長、子ども総務課長、環境総務課長、産業企画課長、建設総務課長、都市総務課長、会計課長、上下水道局総務課長、教育委員会総務課長、消防本部総務課長（16名）	
	事務局	防災安全対策課	
設置場所	災害対策本部室（本庁舎3F）		
廃 止	被害情報の収集により、被害の拡大が認められないと判断するとき、（および災害対策本部が設置されたとき）災害警戒対策部を廃止する。		
設置・廃止の周知	災害対策本部と同様に行う。		
連動する職員配備の体制	第2配備	配備要員	指定職員（各部局で定めた第1・第2動員）
		招集方法	1 原則は自主登庁とする。 2 その他の状況により配備が決定された場合は、所定の方法により職員を招集する。
		体 制	1 第1配備を強化し、局地的災害に対処できる体制で、社会的混乱の防止、情報の収集連絡および活動に対処できる体制 2 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制

(3) 秋田市災害警戒対策室

名 称		秋田市災害警戒対策室	
設置権者	防災安全対策課長		
配置基準	1 市域に震度4の地震が発生したとき 2 気象庁が、秋田県に津波注意報を発表したとき 3 暴風、大雨、洪水、大雪警報、その他の警報が発表され防災対策上必要と認めた場合 4 災害が発生し、災害対策上特に必要と認めた場合 5 その他の状況により、市長が必要と認めた場合		
主要業務	1 災害情報の収集等 2 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策 3 防災関係機関等との連絡調整 4 その他、市長からの特命事項		
構成員	室 長	防災安全対策課長	
	副室長	防災主幹、参事	
	部 員	防災安全対策課員 総務部、企画財政部および市民生活部の指定職員	
設置場所	防災安全対策課（本庁舎3F）		
廃 止	被害情報の収集により、被害の拡大が認められないと判断するとき、 （および災害対策本部・災害警戒対策部が設置されたとき）災害警戒対策室を廃止する。		
設置・廃止の周知	災害対策本部と同様に行う。		
連動する職員配備の体制	第1配備	配備要員	指定職員（各部局で定めた第1動員）
		招集方法	1 原則は自主登庁とする。 2 その他の状況により配備が決定された場合は、所定の方法により職員を招集する。
	体 制	1 情報収集活動および局地的な災害応急活動が円滑に実施できる体制 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行できる体制	

2. 職員の連絡・参集体制

勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合の職員（消防団を含む）の連絡・参集体制は「地域防災計画」の定めによる。

勤務時間中は、庁内放送等を通じて招集の伝達を行う。

なお、地震発生時は職員自らが情報を覚知して自動的に参集を行うことを原則とする。

体制	災害警戒対策室	災害警戒本部	災害対策本部
時間外の招集方法	自主登庁とする。		
自主登庁以外の時間外の伝達手段	電話や緊急時職員参集メール、ラジオ・テレビ等により、職員に対して配備の伝達をする。		
参集場所	交通・通信が途絶し、又は利用できない状況や、職員自身の被災により参集できない場合は、登庁可能な最寄りの出先機関等に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策に従事する。		

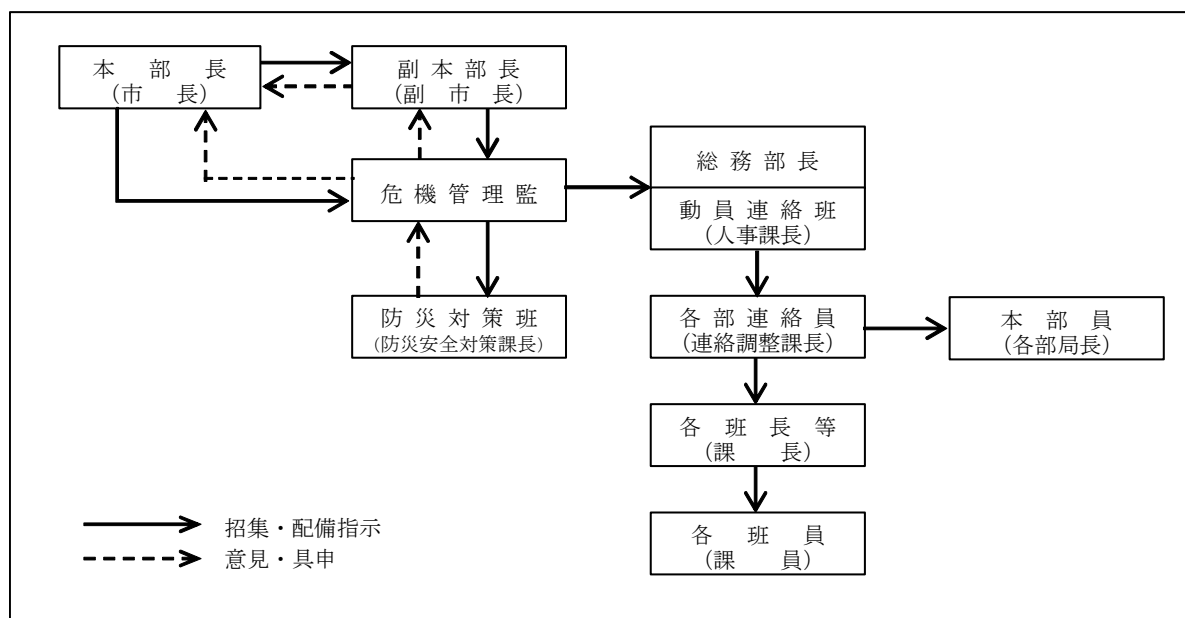


図 自主登庁以外の時間外の招集伝達系統図

3. 避難誘導等に従事する者の安全性の確保

(1) 退避ルールの確立

避難広報や避難誘導等を行う市職員、消防職員・団員、町内会および自主防災組織の構成員等の防災業務に従事する者が、津波浸水区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間、出動時間、退避時間等を考慮して避難ルールを確立する。

① 秋田市消防団の活動・安全管理マニュアル

秋田市消防団では、団員の安全性確保のために、活動・安全管理マニュアルを作成している。以下に、避難誘導等についての内容を抜粋する。

1 活動および安全管理の原則

(1) 活動の原則

指揮本部[※]は消防本部等関係機関と連絡を密にし、津波到達予想時刻、予想される津波の高さ等の情報を収集し、それに基づき活動の有無を含む活動方針および活動可能時間を判断し、分団長等へ指示するとともに、分団長は、消防団員へその情報を速やかに伝達する。

(2) 活動の判断

津波到達までに一定の時間がある場合は、退避する時間等を考慮し活動する。

(3) 安全管理の原則

津波に対する安全管理は、津波到達前に高台等安全な退避場所へ退避することを原則とする。

(4) 退避の判断

津波到達までの時間がない場合や、活動中でも退避を要する限界時間となった場合は、住民の避難誘導を行いながら、消防団員も住民とともに退避する。

2 活動・安全管理体制

(1) 安全な退避場所および避難ルートを確認後、活動を開始する。

(2) ライフジャケットを着用し、単独行動は避け、複数人で活動する。

(3) 活動可能時間は、退避に要する時間を考慮し、津波到達予想時刻 10分前には高台等安全な退避場所への退避が完了できる時間を設定する。活動可能時間を経過したときは、直ちに退避する。

(4) 避難誘導に際しては、指揮本部と常に連絡が取れる体制を確保した後に行う。

(5) 避難誘導後は、津波浸水予想地域から退避する。

(6) 津波到達までの予想時間が短い地域は、退避を優先とする。

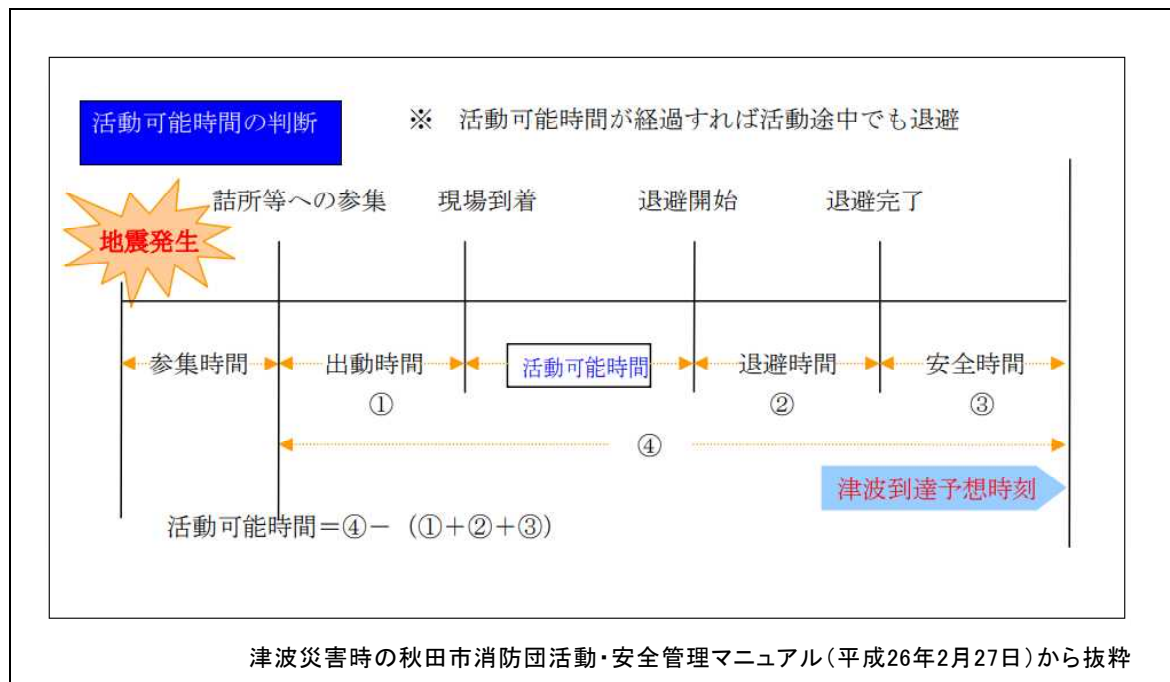
3 通信・連絡体制

(1) 津波浸水予想地域内での活動の開始、終了および退避時には、指揮本部に連絡する。

(2) 浸水想定区域内での活動については、指揮本部と活動各隊間において、複数の双方向情報伝達、通信手段を確保する。

(3) 活動中は、津波警報サイレン、メール配信および携帯ラジオ等に傾注し津波情報の収集に努め、津波情報があったときは、速やかに退避する。

※ 消防本部に設置する警防指揮本部をいう。



② 安全確保についての留意点

町内会や自主防災組織等においても、市や消防団と連携し、避難方法や活動可能時間などを共有し、安全な避難誘導のための手順を整える他、住民自身が率先して避難できる環境を整備することが重要である。

(2) 海面の監視

大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、市職員および消防職員は、セリオンや市役所本庁舎に設置している高所カメラを活用して、海面の監視を行う。

第4章 避難指示等の発令

1. 津波警報等の情報収集・伝達

津波警報等の情報について、市は秋田県総合防災情報システムや全国瞬時警報システム（Jアラート）により受信し、住民等に対して、津波警報サイレンや防災メール等を通じて伝達する。

表 住民への津波情報の自動伝達手段

区分	Jアラート（自動起動）	
	サイレン	音声放送
大津波警報	3秒吹鳴、 2秒休止×3回	大津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。
津波警報	5秒吹鳴、 6秒休止×2回	津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。
津波注意報	10秒吹鳴、 2秒休止×2回	津波注意報が発表されました。 海岸付近の方は注意してください。

表 津波警報・注意報の種類（気象庁）

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

* 大津波警報は、特別警報に位置づけられています。

2. 避難指示（緊急）の発令基準

市は、津波による被害を防止するため、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合は、沿岸地域住民のみならず、海水浴やマリンスポーツ客、港湾の観光客等に対し、直ちに海岸や河川から離れ、安全な場所に避難するよう避難指示（緊急）を発令する。

(1) 発令の判断基準

避難指示（緊急）の発令基準は次のとおりとする。

表 避難情報の基準

区分	基準
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報が発表されたとき ・津波警報、大津波警報が発表されたとき ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

(2) 発令にあたっての留意事項

避難指示（緊急）は、判断基準を満たした場合に即時に発令するものとし、市長が不在等の場合であっても、発令が遅れないよう留意する。

3. 避難指示（緊急）の情報伝達

市は、住民、施設、観光客等に対して、次のとおり避難指示（緊急）の情報を伝達する。

(1) 住民への伝達

市は、津波警報サイレン、防災ネットあきた、緊急告知ラジオ、広報車による広報、放送事業者を通じたテレビ・ラジオ等の手段を活用して、住民に避難指示（緊急）を伝達する。

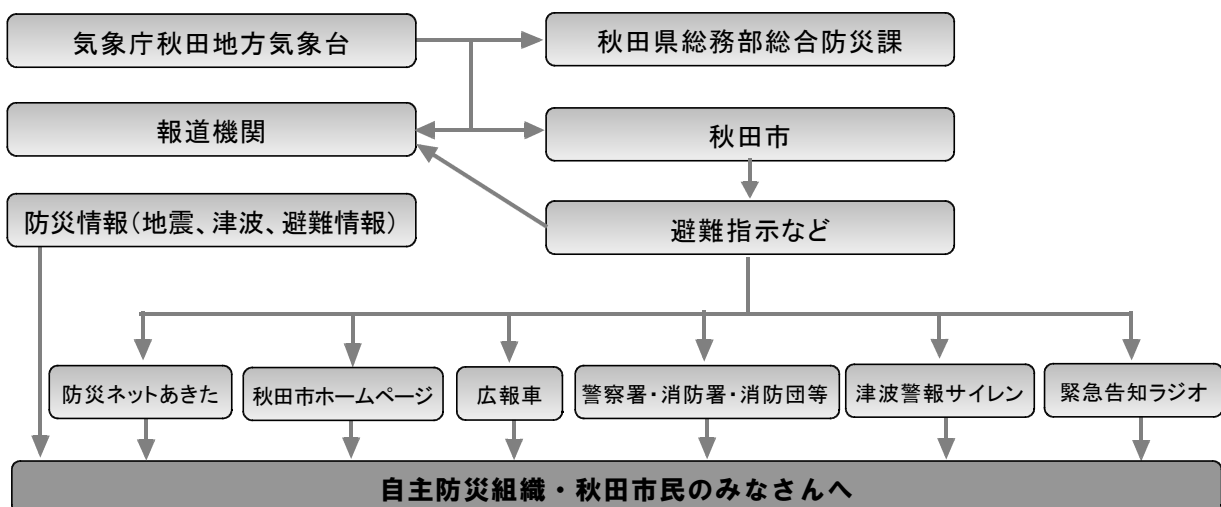


図 避難指示(緊急)などの情報伝達経路

(2) 施設への伝達

市は、幼稚園、保育所、学校、病院、福祉施設等の要配慮者利用施設および事業者や集客施設等に対して、津波警報サイレン、防災ネットあきた、広報車による広報、放送事業者を通じたテレビ・ラジオ等の手段を活用し、避難指示（緊急）を伝達する。

また、緊急告知ラジオを貸与している要配慮者利用施設については、他の手段と併せて伝達する。

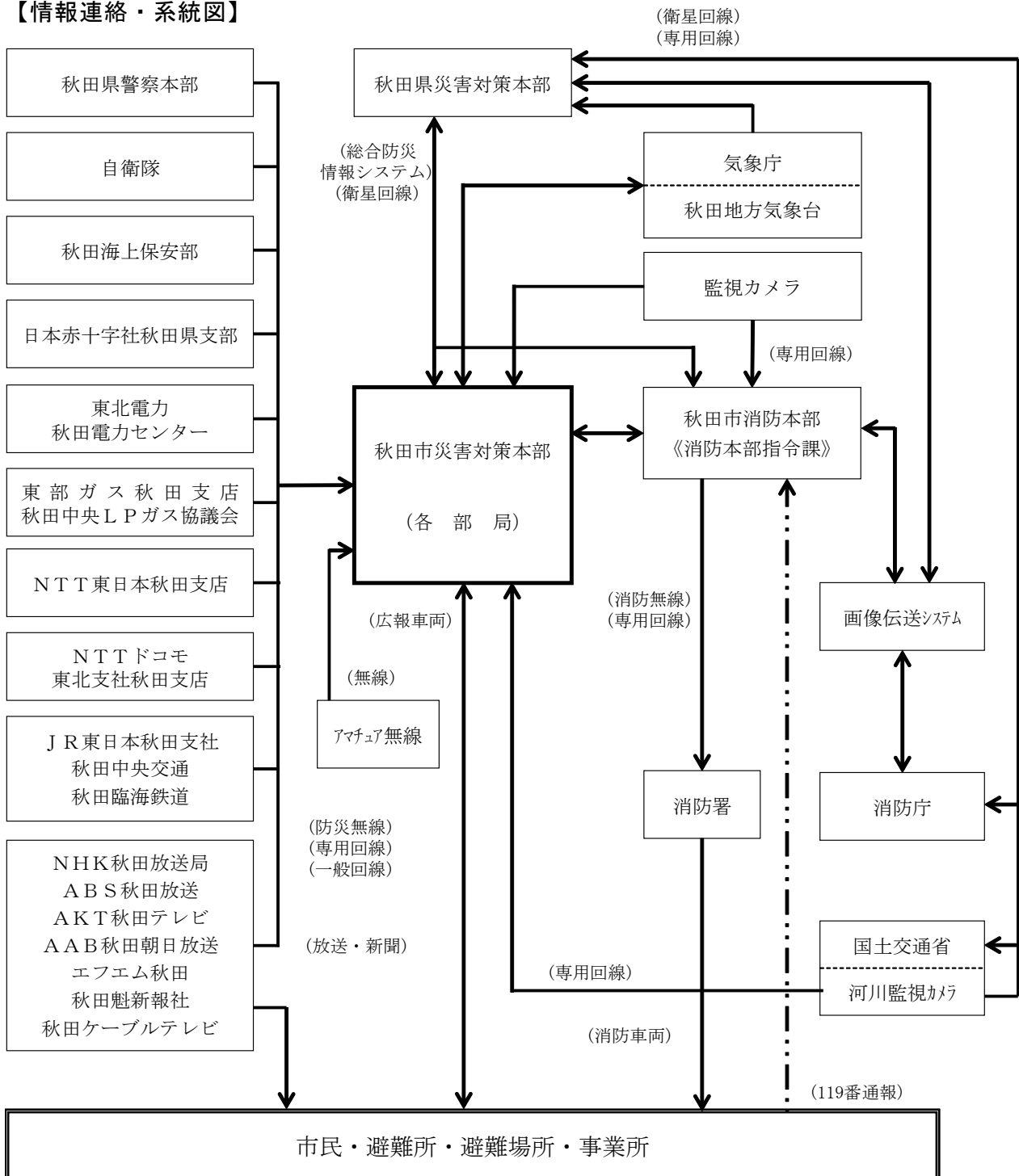
(3) 海水浴客、観光客等への伝達

市は、屋外にいる海水浴客や釣り人等に対して、津波警報サイレンや防災ネットあきた等により、避難指示（緊急）を伝達する。

海水浴場やマリナー等、施設管理者がいる場合は、拡声器等を用いて、避難指示（緊急）の情報伝達に努める。

ホテルや道の駅等の施設については、各施設管理者が館内放送や拡声器等で呼びかけるとともに、可能であれば施設周辺の観光客等に対してもあわせて呼びかける。

【情報連絡・系統図】



資料：秋田市地域防災計画

(4) 避難指示（緊急）の伝達内容

市は、次の内容を明示して避難指示（緊急）を発令する。

- ①伝達主体（「こちらは秋田市です」等）
- ②大津波警報、津波警報および津波注意報の発表（解除を含む）
- ③津波到達の危険
- ④避難指示（解除を含む）
- ⑤津波到達予想時間（可能な限り）
- ⑥実施すべき行動・対策

【参考：避難指示（緊急）の発令内容の伝達文例】

○避難指示（緊急）の伝達文（大津波警報・津波警報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令
 - こちらは、秋田市です。
 - 大津波警報（または、津波警報）が発表されました。
 - ただちに高台へ避難してください。
- （繰り返す）

○避難指示（緊急）の伝達文（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令
 - こちらは、秋田市です。
 - 強い揺れの地震がありました。
 - 津波が発生する可能性があるため、避難指示を発令しました。
 - ただちに海岸や河川から離れ、高台へ避難してください。
- （繰り返す）

○避難指示（緊急）の伝達文（津波注意報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令
 - こちらは、秋田市です。
 - 津波注意報が発令されました。
 - 海岸付近は危険です。ただちに高台へ避難してください。
- （繰り返す）

資料：避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）

(5) 津波観測（被害）情報

デマ等で市民が混乱しないよう、下記の正確な情報を市として広報する。

- ・ 津波到達（予想）時刻
- ・ 予想される津波の高さ
- ・ 観測された津波の観測値
- ・ これまでの最大波
- ・ 後続波等への警戒呼びかけ
- ・ 先に津波が到達した地域の被害情報
- ・ 津波警報等の解除までは避難継続 など

(6) 解除の考え方

次のような考えに基づき、避難指示等を解除する。

- ・ 当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階
- ・ 浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階

第5章 平常時の津波防災教育・啓発

津波防災教育・啓発において最も大切なことは、市民等に対して「自らの命は自らが守る」という観点にたった意識をもってもらうことである。このことを踏まえ、次のとおり津波防災教育・啓発を行う。

1. 津波防災の教育

学校等においては、地域社会の実情および幼児・児童・生徒の発達の段階に即し、津波に対する心得、避難場所の確認、避難方法等について、適切な教育を行う。

【津波に対する心得】

- 強い地震を感じたときまたは弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、気象台からの情報を待たず、直ちに沿岸部から離れた安全な高台に避難する。
- 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときは、直ちに沿岸部から離れた高所に避難する。
- 海水浴や釣り等により海側にいる人は、津波注意報でも海岸の危険な区域から離れ避難する。
- ラジオ、テレビ、広報車等を通じて正しい情報を入手する。（デマに惑わされない）
- 津波は繰り返し襲ってくることを十分認識し、津波警報等が解除されるまで、また安全が確認されるまで海岸部に近づかない。（自己判断をしない）

2. 市民に対する津波防災意識の啓発

津波防災意識の高揚と津波防災知識の普及を図るため、次の対策を実施する。

(1) 津波ハザードマップの活用

平成28年度に秋田市が全戸配布した津波ハザードマップを活用し、津波の到達範囲、津波避難場所・津波避難ビル、避難路等の関心を促し、防災対策に役立てる。

(2) ホームページの周知

市のホームページに掲載している津波に関する防災資料（津波ハザードマップや津波避難の心得、津波避難場所等）について、広報あきた等を通じて周知し、津波意識の向上を図る。

(3) 自主防災組織の育成

自主防災組織は地域の安全を守るために基礎となる組織であり、津波対策をはじめ、様々な防災の観点からも組織の育成を促進しなければならない。組織の育成にあたっては、各地区の実情に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を検討する。

(4) 防災リーダーの育成

自主防災組織のリーダー研修会等を通じて、自主防災組織や町内会役員、消防団員等の防災担当者を対象に、津波対策・被災時の主導的な役割を担う防災リーダーとなる人材を育成する。

(5) 津波シミュレーションの活用

津波が発生した際の被害や、避難時の注意点などをまとめた津波シミュレーション動画および津波の襲来からの避難行動をVR（バーチャルリアリティ）で疑似体験できる、津波シミュレーションシステムを活用し、町内会や自主防災組織、小中学校などで実施する防災講話や研修会において、津波に関する正しい知識や避難行動について理解・促進を図る。

第6章 津波避難訓練の実施

1. 津波避難訓練

市は、住民や関係機関が参加する津波避難訓練を実施する。自主防災組織、福祉施設、学校、医療施設等のほか、海岸付近の観光施設の管理者、ボランティア組織等も参加した地域ぐるみの避難体制の確立を図り、住民以外の観光客等についても幅広く参加を促し、避難誘導等の訓練を実施する。

2. 地域の津波避難訓練

市は、沿岸部の各地域において、津波避難訓練の実施を積極的に呼びかけ、自主防災組織等が実施する訓練等について定期的な実施ができるよう支援する。

【訓練の事例】

- 津波避難計画をもとに、津波の高さ、津波到達時間、避難時間等を想定した訓練。
- 津波の襲来は昼間とは限らないため、夜間においても訓練を実施し、避難時間等の昼夜の違いを住民が認識できるような訓練。
- 在宅・在社時、通勤・通学时等を想定した訓練。
- 初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、情報の伝達までの一連の訓練。

これらのほか、避難行動の周知についても実施する。

第7章 港湾等の避難対策

港湾および沿岸部における避難対策は、港湾等の特殊性を考慮しつつ、ハード対策およびソフト対策を組み合わせ、港湾利用者等が津波発生時に安全に避難ができるよう、港湾管理者、県、市、事業者等が連携して検討を行う。

1. 港湾管理者の避難対策

港湾管理者は、港湾における一時的な来訪者の避難を考慮するとともに、施設管理者自身の安全を確保するため、次のような対策を検討する必要がある。

- ・ 港湾およびその周辺において、避難路や市が指定する津波避難場所、津波避難ビルについての調整・支援
- ・ 避難経路等を示した案内・誘導板の充実
- ・ 緊急時の情報伝達手段の充実
- ・ 港湾における避難困難地域の避難者のため、津波避難施設の設置
- ・ 液状化等が発生しやすいことから、避難は原則として徒歩とすることを周知
- ・ 立地企業や関係団体等と連携した避難対策の検討

2. 事業者等の避難対策

港湾等に立地する事業者等は、津波発生時に安全な避難が可能となるよう、次のような対策を検討する必要がある。

- ・ 事業者等における津波避難計画の策定
- ・ 緊急時の情報伝達手段の充実
- ・ 津波避難施設の整備・設置

第8章 避難行動要支援者等の避難対策

1. 避難行動要支援者の避難対策

(1) 施設利用者

要配慮者利用施設については、各施設の管理者が施設利用者を誘導するとともに、避難誘導の方法等を定めた避難計画の策定に努める。

避難対象地域内の要配慮者利用施設を巻末資料に示す。

(2) 在宅者

在宅の避難行動要支援者の支援は、別に定める「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」等に基づき、自主防災組織、町内会、民生委員等が支援を行う。

2. 観光客、海水浴客、釣り人等の避難対策

(1) 施設管理者がいる施設

施設管理者がいる観光施設等については、施設管理者が津波警報等の情報や避難情報入手するための手段を確保するとともに、避難誘導の方法等を検討し、利用者の安全確保に努める。

避難対象地域に位置する主な観光施設等は、次のとおりである。

施設・海岸	利用者数（年間）	津波避難場所等
下浜海水浴場	約24,600人	下浜旧ゲートボール場 下浜小・中学校グラウンド 下浜工業団地緑地 コスモ工機株式会社 秋田工場敷地 長浜地区運動公園 下浜長浜公民館敷地
桂浜海水浴場	約18,000人	医療法人緑陽会笠松病院敷地 もしもしピット秋田市はまなす広場
秋田マリーナ	入港状況により異なる	飯島老人いこいの家敷地 医療法人久盛会秋田緑ヶ丘病院第二、第三駐車場
秋田港	入港状況により異なる	ホテルルートイン秋田土崎（4～8階） ビレッジハウス土崎（3～5階）
道の駅あきた港	約1,420,000人	
CNAアリーナ★あきた （市立体育館）	約249,900人	秋田市立体育館（2階）
八橋陸上競技場	約112,300人	八橋運動公園
さきがけ八橋球場 （八橋運動公園硬式野球場）	約85,200人	
秋田県立野球場 こまちスタジアム	約89,600人	秋田カントリークラブコース内、クラブ前駐車場
秋田県立スケート場	約59,200人	向浜運動広場内旧運転練習場

利用者数は、平成29年1月から平成29年12月までの合計人数を掲載。

(2) 施設管理者がいない屋外にいる者への対策

釣り人等、屋外にいる者に対しては、津波警報サイレン、電光掲示板等により伝達するとともに、避難の目印となる避難標識等の整備により安全な避難経路の確保に努める。

なお、利用者自身も情報収集に努め、安全の確保を図る。